

■ 基本的な考え方

公益事業の事務所において、視覚障がい者が自力で安全かつ円滑に通行できる経路の整備の必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
① 窓口又は案内所までの経路	①道等から窓口又は案内所までの経路のうち、1以上を準視覚障害者移動等円滑化経路としているか	条 21	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	【①が「有」の場合②、③に適合しているか】		
	②床面との色の明度差等が確保された線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(直進のみの風除室内は免除)	別表 11-1	
	③道等に線状ブロック等を敷設しているときは、当該敷設した場所と敷地内の準視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか。	条 21 の 3-2	
② 廊下等	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-2-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	②床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）	別表 11-2-2	
	③床面との色の明度差等が確保された、点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の下端に近接する部分）	別表 11-2-2	
③ 階段	①手すりを設けているか(踊場を除く)	別表 11-3-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-3-2	
	③踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別表 11-3-3	
	④段はつまづきにくいものか	別表 11-3-4	
	⑤床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか（段部分の上端に近接する踊場の部分）	別表 11-3-5	
	⑥床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか（段部分の下端に近接する踊場の部分）	別表 11-3-5	
	⑦主たる階段が回り階段でないか（ただし、回り階段以外の階段を設けられない場合を除く）	別表 11-3-6	
④ 傾斜路	①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	別表 11-4-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-4-2	
	③前後の廊下等と色の明度差等で識別しやすいか	別表 11-4-3	
	④床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等が敷設しているか（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）	別表 11-4-4	
	⑤床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等が敷設しているか（傾斜部分の下端に近接する踊場の部分）	別表 11-4-4	

内 容		関連条項	対象規模
⑤エレベーター及びその乗降ロビー	①かごは必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	別 11-5-1	公益事業 の事務所 1,000 m ² 以上
	②かご及び昇降路の出入口は幅80cm以上であるか	別 11-5-2	
	③かごは奥行き135cm以上であるか	別 11-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	別 11-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	別 11-5-5	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	別 11-5-6	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	別 11-5-7	
	⑧かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	別 11-5-8	
	⑨かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの若しくは点字方法により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	別 11-5-9	
	⑩かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	別 11-5-10	
⑥敷地内の通路	①車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	別 11-6-1	公益事業 の事務所 1,000 m ² 以上
	②段・傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	別 11-6-2	
	③表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 11-7-1	
	④段があるか	別 11-7-2	
	【④段が「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか	別 11-7-2-ア	
	(2)踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別 11-7-2-イ	
	(3)段はつまづきにくいものか	別 11-7-2-ウ	
	⑤傾斜路があるか	別 11-7-3	
	【⑤傾斜路が「有」の場合(1)、(2)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	別 11-7-3-ア	
	(2)前後の通路と色の明度差等で識別しやすいか	別 11-7-3-イ	
	⑥地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記③～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	別 11-7 本文	

■ バリアフリー整備基準の解説

＜準視覚障害者移動等円滑化経路の基準＞ ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
◎準視覚障害者移動等円滑化経路	●道等から視覚障がい者のための案内設備、又は案内所までの経路は、そのうち 1 以上を準視覚障害者移動等円滑化経路とする。	条 21-1
◎点状ブロック等	●準視覚障害者移動等円滑化経路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室はこの限りではない。 ◇風除室内で方向変換がなければ、基準上は風除室内での敷設は必ずしも義務ではないが、視覚障がい者の円滑な通行を考えれば、敷設することが望ましい。	別表 11-1
◎点状ブロック等の接続	●道(歩道)等に道路管理者等によって線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているときは、敷地内の線状ブロック等・点状ブロック等(視覚障害者移動等円滑化経路)と接続させる。	条 21 の 3-2
①窓口又は案内所までの経路	●公益事業(ガス、電気、電話)の事務所で視覚障がい者が利用する経路のうち 1 以上の経路を整備する。 ●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準の◎点状ブロックと◎音声案内を準用する。	条 21-1
②廊下等	●「03 廊下等」の一般基準①床面、②③点状ブロックを準用する。	別表第 11
③階段	●「04 階段」の一般基準①手すり、②床面、④⑤形状、⑥⑦点状ブロック、⑧回り階段を準用する。	別表第 11
④傾斜路	●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の一般基準①手すり、②床面、③④弱視者への配慮、⑤⑥点状ブロックを準用する。	別表第 11
⑤エレベーター及びその乗降ロビー	●「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路の基準①停止階、②出入口の有効幅ほか、③かごの大きさ、④乗降ロビーの広さ、⑤⑥⑦制御装置、⑧不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合を準用する。	別表第 11
⑥敷地内の通路	●「11 敷地内の通路」の一般基準①床面、②段、③傾斜路を準用する。 ●「11 敷地内の通路」の移動等円滑化経路の基準⑥地形の特殊性を準用する。 ●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準◎点状ブロックを準用する。	別表第 11

